

農 第 4299 号
令和6年12月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

さくら市長

市町村名 (市町村コード)	さくら市 (9214)
地域名 (地域内農業集落名)	狹間田地区 (上組、狹間田、元組、根本、八方口、谷中)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月5日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

- ・農業者については高齢化しており、後継者の目途がついていない。
- ・担い手への農地集積・集約化が進んでおり、作業効率向上のため、引き続き集積・集約化を進めていく。
- ・地域内には、農業をやめたい、規模を縮小したい農家よりも、今後、面積を増やしたい、現状を維持したい意向の農業者の方が多く、集積・集約は進んでいくものと思われる。
- ・借り手としては、できるだけ自宅周辺に集積・集約したい。但し、貸し手の意向により難しい場合も多い。
- ・借り手によっては、管理が行き届かない(雑草が多い)土地もあり、貸し手が敬遠しがちである。
- ・一度荒れてしまった農地は、なかなか借り手がおらず、集積・集約が進まない。
- ・集積・集約を進めるには、3反歩田区では小さい。1町歩田区程度にしていくべきである。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

当地域は、水田地帯となり、現状の経営品目についても水稻(水稻+その他)が主な品目となっている。今後も引き続き水稻を中心に作付けを行ってくとともに、担い手への農地集積・集約を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	469.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	469.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

※

担い手を中心段階的に集積・集約化を進めていく
集積・集約の調整を進めていくにあたり、用水など水系ごとに耕作者に集約できれば、農作業の効率化、水の管理等がし易いと思われる。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

※

農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び農業委員と調整し、所有者の貸付意向に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

※

・集積・集約を進めるには、3反歩田区では小さい。1町歩田区程度にしていくべきである。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

※

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
また、区域内の規模縮小の意向を示す農地面積が、現在の97.3ha(1-(1)-(4))のままであれば、地域内の若い担い手で、全て借り受けが可能と思われる。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	○ ⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦狭間田地域環境保全協議会、八方口みどりの会等を中心に、畦畔等の維持管理を行う。